## 山梨県立大学職業紹介業務運営規程

(平成22年4月1日制定 キャリア8202号)

(目的)

第1条 この規程は、職業安定法(昭和22年法律第141号。以下「法」という。)第33条の2第1項の規定に基づき、山梨県立大学学長(以下「学長」という。)が行う無料の職業紹介について、必要な事項を定めるとともに、学生がその能力をいかすことのできる適切な就業機会を与えることを目的とする。

(職業紹介の対象者)

- 第2条 学長は、次に掲げる者について、職業紹介を行う。
  - (1) 山梨県立大学(以下「本学」という。)の学部の学生及び本学の学部を卒業した 者
  - (2) 本学の大学院の研究科の学生及び本学の研究科を修了した者

(職業紹介の意義)

第3条 この規程における職業紹介とは、前条の定める者に関しての求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係が成立するために必要な情報を 提供することをいう。

(職業紹介の種類)

第4条 この規程に定める職業紹介は、第2条に定める者が卒業若しくは修了したこと、 又はそれらの見込みがあることを条件として行う通常の職業紹介及び同条に定める者 が本学に在学する期間のうち一部の期間を雇用関係の期間として行うアルバイト職業 紹介とする。

(求人の申込)

- 第5条 本学は、いかなる求人の申込みもこれを受理する。ただし、次のいずれかに該当 するものについては、この限りではない。
  - (1) 申込みの内容が法令に違反している場合
  - (2) 法令により明示が義務づけられている労働条件を明示していないとき
  - (3) 賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件に比べて著しく不適当であるとき
  - (4) 学長が不適切と認めた場合

(求人票の提出)

- 第6条 求人者は、求人の申込みにあたり求人票を本学へ提出しなければならない。 (求職の申込み)
- 第7条 本学は、第2条に規定する職業紹介対象者からのいかなる求職の申込みも、これ を受理する。ただし、申込みの内容が法令に違反する場合はこの限りではない。
- 第8条 本学は、求職者に対してはその希望と能力に応じた職業を、求人者に対してはそ の希望に適合する者をそれぞれ紹介するように努める。

(紹介の方法)

(適格紹介)

- 第9条 求職者に対する求人者の紹介は、第6条の規定により提出のあった求人票を所 定の場所にファイルするとともに、所定の掲示板に掲示することにより行う。
- 2 求人者に対する求職者の紹介は、求職者の求めに応じ紹介状を発行することにより行 う。

(労働争議不介入)

第10条 本学は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業所閉鎖が 行われている求人者に係る紹介は、当該同盟罷業又は作業所閉鎖が解決するまでは行わ ない。

(アルバイト職業紹介の制限)

- 第11条 アルバイト職業紹介において、次のいずれかに該当する求人者又は求職者に 係る紹介は行わない。
  - (1) 危険を伴う職種、人体に有害な職種、教育的に好ましくない職種及び不適当と認

められる職種の場合

- (2) 就業時間が午後10時以降にかかる場合。ただし家庭教師を除く
- (3) 就業地の住所地が県外である場合
- (4) 就業場所を特定していない場合
- (5) その他学長が紹介することが適切でないと認める場合

(アルバイト遵守事項)

第12条 学生は、アルバイトを行うにあたっては、本学学生であることを自覚し、品位 と信頼を失わないよう努めなければならない。

(秘密の厳守)

- 第13条 職業紹介に関し知り得た求人者又は求職者の個人情報については、秘密を厳守 する。
- 2 前項の個人情報の適正な管理に関し必要な事項は、別に定める。

(均等待遇)

第14条 本学は、職業紹介業務を行うにあたり、求人者又は求職者に対し、人種、国籍、 信条、社会的身分、経済的地位又は門地等を理由として差別しない。

(採否等の報告)

第15条 求人者は、求職者の紹介を受けたときは、速やかにその者の採否について本学 に採否通知書により報告しなければならない。

(就職試験の報告)

第16条 求職者は、紹介された求人者の就職試験の内容を、報告書により報告するもの とする。

(内定の報告)

第17条 求職者は、就職が内定した場合は、速やかに学生支援課に内定届により報告しなければならない。

(職業紹介状況等の報告)

第18条 本学の職業紹介状況等については、所轄の公共職業安定所に報告するものと する。

(委任)

第19条 この規程に定めるもののほか、職業紹介に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。